

2026年10月22日



中野区長定例記者会見資料

- 1 災害時における協定の締結について
- 2 集合住宅（アパート・マンション等）の防災訓練等の推進について
- 3 「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」および「中野区旅館業法施行条例」の改正について
- 4 伴走型中小企業経営支援体制の実施について
- 5 母子保健アプリ（なかのおやこ手帳）の運用開始について

I 災害時における協定の締結について

区は、様々な団体と協定を締結し、災害時における対応力の強化を進めています。この度、株式会社レオパレス21と協定を締結しました。

▼主な協定内容

- ① 本社ビル(本町 2 - 5 4 - 1 1)を活用した帰宅困難者の受け入れ等
 - ・ 中野坂上駅周辺の帰宅困難者の一時受け入れと備蓄物資の提供
 - 受入人数 ▶ 1 5 0 名 (最大 3 0 0 名程度)
 - 備蓄物資 ▶ 3 日分 (約 3 0 0 名分)
 - ・ 従業員による一時滞在施設の運営協力
 - ・ 地域住民向けにクーリング・ウォーミングスポットとして開放
- ② 区内・近隣自治体の空き住戸を活用した、みなし仮設住宅の提供
- ③ 区内管理物件の太陽光発電設備を活用し、停電時にスマートフォン等の充電スポットとして地域住民に提供 (最大 1 6 棟)
- ④ 区内管理物件への居住者等に対する防災普及啓発 (チラシ配布、訓練)

▼協定締結日

2 0 2 6 年 1 0 月 1 4 日



【問合せ】 総務部 防災危機管理課長 大場 電話番号 03-3228-8909

2-① 集合住宅(アパート・マンション等)の防災訓練等の推進について

地域防災力の向上に向け、区内世帯の約8割が居住する集合住宅の防災対策の推進が重要です。また、災害時の在宅避難を促進するためにも、区では防災訓練の実施支援や防災マニュアルの配布・活用等を通じて、防災対策を推進します。

▼主な取り組み

①防災訓練の実施促進

- ・ 安否確認、初期消火、備蓄品確認等の訓練
- ・ 訓練実施団体へ最大15,000ポイントのナカペイポイントを付与

→実践的な防災訓練を通じて、日頃の備えの重要性への理解を深め、居住者同士の連携強化と災害対応力の向上を図る

②集合住宅向け防災マニュアルの配布・活用

- ・ 集合住宅特有の災害リスクや備え、在宅避難の必要性を周知
- ・ 円滑な災害対応につながる体制の構築

→在宅避難に必要な備えや知識の定着を促進する



2-② 集合住宅(アパート・マンション等)の防災訓練等の推進について

▼主な取り組み

③防災講演会の実施

- ・備蓄、家具転倒防止対策、共助体制等を学ぶ機会を提供
- 在宅避難や共助の重要性への理解を深め、防災訓練への参加や自主的な防災活動を促進



▼今後の取り組み

消防署と連携しながら取り組みの周知を進め、内容の充実を図る
集合住宅単位での取り組みを、町会・自治会などの地域コミュニティへ展開する方策を検討していく

3 - ① 「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」および「中野区旅館業法施行条例」の改正について

近年の訪日外国人旅行者の増加や宿泊需要の高まりに伴い、住宅宿泊事業(民泊)や旅館業の利用が広がる一方、地域の皆さんの生活環境への配慮がこれまで以上に求められています。区では、安全・安心で良好な住環境の確保と適正な民泊事業の実施を促進するため、関連する条例を改正し、必要な規制の見直し及び運営ルールの強化を行います。

▼改正する条例

①中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例
【対象】 住宅を利用した住宅宿泊事業（民泊）
届出数：495施設（2026年8月31日時点）

②中野区旅館業法施行条例
【対象】 ホテル、旅館、簡易宿所等
許可施設数：326施設（同上）

▼改正の背景

- ・2018年の旅館業法改正により、大幅に規制緩和され、同時に住宅宿泊事業法が新たに施行されたことで、区内の宿泊施設が急速に増加
- ・住宅密集地などで住民不安の増大・生活環境の悪化が生じ、トラブルが増加

▼苦情の件数（2026年4月～8月）

内容	住宅宿泊事業	旅館業
騒音	6	7
ごみ	10	19
その他 ※	38	27

※標識の掲示、制限区域における平日の宿泊、路上喫煙、路上駐車等

主な改正内容

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例（新規参入の抑制）

現行	制限区域▶住居専用地域のみ （区内約70%の地域） 営業制限▶日曜日の正午～金曜日の正午 （家主同居の場合を除く） ごみ処理▶適正なごみ処理の義務	改正	制限区域▶住居地域、準工業地域を追加 （区内約80%の地域で制限） 営業制限▶家主同居等の要件を満たさない限り 営業不可 ※既存施設には適用しない ごみ処理▶処理業者との契約書提出を義務化
----	---	----	---

中野区旅館業法施行条例（管理体制の強化）

現行	管理人▶常駐義務なし ごみ処理▶適正なごみ処理の義務	改正	管理人▶営業時間中の常駐を義務化 ※既存施設には適用しない ごみ処理▶処理業者との契約書提出、 必要に応じて保管庫設置を義務化
----	-------------------------------	----	--

いずれの条例も、違反者の氏名等を公表できる規定を追加

▼施行日
2027年4月1日

4 - ① 伴走型中小企業経営支援体制の実施について

区は、中東情勢の不安定化による原材料価格の高騰等に対応するため、2026年6月に都内自治体初となる融資制度「中東情勢対応資金」を創設し、多くの中小企業の資金繰りを支援してきました。

今後は、資金面にとどまらず、様々な経営課題を抱える事業者に対し、経営課題の整理から専門機関への接続までを一体的に伴走支援する体制を整備し、事業者の課題解決と経営力の強化を後押しします。

▼目的・背景

- ・「中東情勢対応資金」を9月末を持って受付終了
→緊急的な支援から持続的な支援に
- ・事業者の経営課題の整理から専門機関への接続までを一体的に伴走支援していく

▼主な支援の内容（ソフト面）

- ・中小企業の経営支援経験が豊富なコーディネーターが相談を受付（週5回）、企業の課題整理、支援方針の作成や専門支援への接続等を行う
- ・課題に応じて、専門家や支援団体、経済団体などの適切な専門支援機関へ接続し、解決に向けた情報を提示

▼事業開始日

2026年10月1日

中東情勢対応資金 融資実績

件数	あっ旋総額	あっ旋平均額
1,256件	約173億円	約1,377万円

※2026年10月14日時点見込

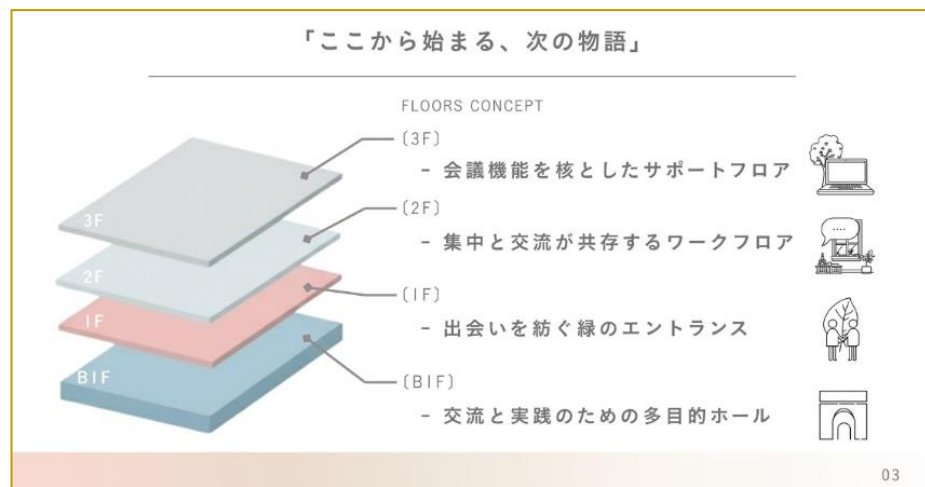


4 - ② 伴走型中小企業経営支援体制の実施について

▼主な支援の内容（ハード面）

中野区産業振興センターを中小企業支援の拠点とし、経営者や区民が集い、新たな価値が生まれる場とするため、**2026**年**3**月に空間デザインを策定しました。

今後はこの空間デザインを踏まえた施設改修を行っていきます。



▲空間デザイン（一部抜粋）



▲中野区産業振興センター
（中野**2** - **1** **3** - **1** **4**）

今後のスケジュール

2026 ～ 2027 年度	改修設計
2028 年 3 月以降	センター全体の改修工事

5 - ① 母子保健アプリ(なかのおやこ手帳)の運用開始について

区では、母子保健DXを推進するため、妊娠・出産・子育てに関する情報をスマートフォンで手軽に確認・記録できる母子保健アプリ「なかのおやこ手帳」の運用を10月1日から開始しました。妊娠・出産・子育てに必要な情報や記録をいつでも手軽に利用でき、子育て家庭の利便性向上を図ります。

▼アプリ概要

- ・対象者：区内の妊婦・子育て家庭
(対象となる子どもの年齢は、小学校入学前まで)
- ・利用料：無料
- ・登録目標数：年間約1,800件(妊娠届出数の約7割)

※本アプリは母子健康手帳を補完するサービスであり、
母子健康手帳の代替ではないため、交付された紙の母子健康手帳と併せて利用する



5 - ① 母子保健アプリ(なかのおやこ手帳)の運用開始について

▼主な機能

①妊娠・出産・子育ての記録

妊娠中の健康状態やお子さんの成長記録、乳幼児健康診査の記録

②予防接種の管理

接種スケジュールや履歴の記録・確認

③子育て支援情報の提供

妊娠・出産・子育てに関する区の支援情報等を案内

④施設検索

医療機関などを簡単に検索

⑤多言語対応

英語、中国語、韓国語、ネパール語など | 6言語に対応

▼今後の予定 (2027年4月～)

- ・アプリによる各種講座・講習会の予約受付
- ・産前産後家事・育児支援事業等、産後ケア事業の利用チケット電子クーポン化

